

[資料6-2]

## 同志社大学大学院総合政策科学研究科

### 教授会会議内規

1995年4月1日制定

2005年4月1日改正

第1条 この内規は、同志社大学大学院総合政策科学研究科教授会の構成員、会議、その他議事の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2条 教授会の構成員は、本研究科の専任教員とする。

第3条 教授会は、研究科長がこれを召集する。ただし、専任教員の3分の1が求めるときは、研究科長は教授会を招集しなければならない。

2 研究科長は、教授会を開催する場合には、開催の場所、日時及び付議すべき事項をあらかじめ各構成員に通知しなければならない。

3 教授会は、専任教員の過半数によって成立し、その議決は、出席者の過半数による。ただし、可否同数のときは、研究科長の決するところによる。

第4条 専任教員は、招集に応ずることができないときは、その理由を付して教授会開催までに研究科長に届け出なければならない。

第5条 教授会は、おおむね次の順序で行う。

①開会 ②研究科長等の報告 ③議事 ④その他 ⑤閉会

第6条 専任教員は、動議を出すことができる。

2 動議が提出されたときは、研究科長は会議に諮って議題としなければならない。

3 修正の動議は、原案に先立って採決する。

4 修正の動議が数個あるときは、原案に最も近いものから順次採決する。

5 すべての修正の動議が否決されたときは、原案について採決する。

第7条 教授会の次第は、会議録に記載しなければならない。

2 会議録には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

①出席者の氏名 ②報告事項の要旨 ③議題及び議決事項 ④その他会議において必要と認めた事項

3 会議録に記載した事項について専任教員中に異議があるときは、研究科長は、会議に諮って訂正を決定する。

第8条 この内規の改正は、出席者の3分の2以上の賛成によって行う。

附 則

本内規は、2005年4月1日から施行する。

以上